

日立市耐震改修促進計画（令和3年度改定） 概要版



第1章 計画の目的等

1 計画策定の背景と目的

市は、耐震改修促進法に基づき、平成20年3月に「日立市耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、市内の建築物等の耐震化に取り組んできました。引き続き、耐震化を計画的かつ総合的に促進し、地震災害に強いまちづくりを実現するため、本計画を改定します。

なお、本計画は、国の方針や県の計画との整合性及び耐震化の進行状況等から、平成28年度に改定を行っており、改定による計画期間は令和3年度までとなっています。

2 計画の対象期間 令和4年度から令和7年度

3 対象建築物等（対象区域は、日立市全域とします。）

住 宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅を含むすべての住宅
耐震診断義務付け対象建築物	地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある建築物 【要緊急安全確認大規模建築物】
民間特定建築物	多数の者が利用する特定の用途かつ一定規模以上の建築物
市有建築物	多数の者が利用する特定建築物及び災害拠点等で、階数2以上又は延べ面積が200㎡を超える建築物
その他	地震により通行障害となる可能性のあるブロック等の塀

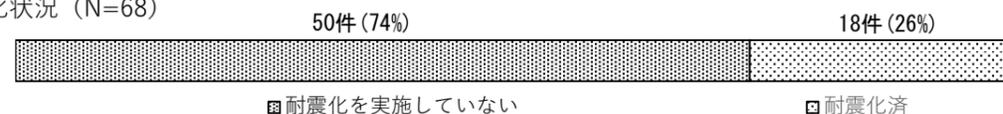
第2章 耐震化の現状と目標

1 耐震化の現状と目標

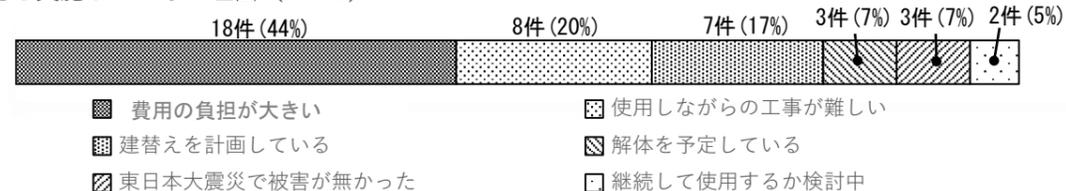
対象建築物	総 数	改定前計画		耐震化率	目 標 (R7年度)
		耐震化率 (H27年度)	目 標 (R3年度)		
住 宅	70,900戸	78.9%	95%	91.4%	概ね解消 100% 95% 95%
耐震診断義務付け対象建築物	24棟	80.8%	95%	95.8%	
民間特定建築物	725棟	57.6%	95%	77.9%	
市有建築物	477棟	63.3%	95%	86.4%	

2 民間特定建築物の耐震化アンケート調査（耐震化を実施していない所有者 178件 / 回答 68件）

(1) 耐震化状況（N=68）



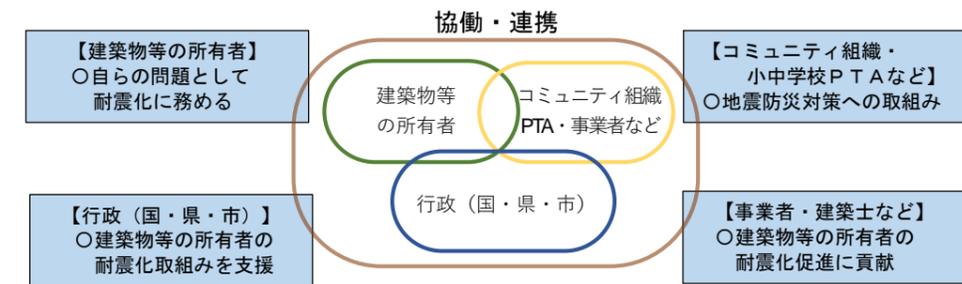
(2) 耐震化を実施していない理由（N=41）



第3章 耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の促進に向けた基本的な取組方針

建築物等の耐震化は、「自助」「共助」「公助」の考えのもと、建築物等の所有者をはじめコミュニティ組織や耐震改修工事に関わる事業者及び行政（国・県・市）など関係者の協働・連携により実現されます。各々が、その役割を十分に認識し、耐震化に取り組むことが必要です。



2 耐震対策の促進

(1)	耐震診断及び耐震改修に係る補助制度の実施	国・県と連携し、耐震診断・耐震改修等費用に係る補助を実施します。 ・【住宅】日立市安全・安心・住まいる助成事業 ・【民間特定建築物】日立市大規模建築物等耐震化支援事業 ・【危険ブロック塀等】日立市危険ブロック塀等改善事業
(2)	避難路沿道の建築物の耐震化促進【新規】	県が位置付ける避難路に面する耐震診断義務付け建築物の所有者に対し、県と連携し個別訪問等による働きかけを行い、耐震化の促進を行います。
(3)	病院や要配慮者等が利用する福祉施設等の耐震化促進【新規】	病院や高齢者などが利用する施設は、人的被害の軽減や災害時の機能確保の観点からも、早期に耐震化に取り組む必要があるため、個別訪問等により耐震化の働きかけを行います。
(4)	耐震義務付け対象建築物の耐震化促進	耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果は、ホームページ等で公表し、早期に耐震化を進めるよう所有者に働きかけます。

3 普及啓発等の強化

(1)	戸別訪問等による積極的な働きかけ【新規】	住宅緊急促進アクションプログラムに基づき、木造住宅所有者について、戸別訪問などで、耐震化の課題の把握に努めるとともに、耐震化の意識啓発を図ることで耐震化を促進します。
(2)	ゆれやすさマップ等の公表【新規】	「茨城県地震被害想定調査報告書」に基づき、新たなハザードマップを作成し、市民へ情報提供を行うことで、耐震化の意識啓発を図ります。
(3)	市報・ホームページ等を活用した意識啓発	市報、ホームページ、SNSなどの媒体を活用し、地震災害に対する備えや耐震化を促すため、情報発信を行い意識啓発を図ります。

4 総合的な安全対策等

(1)	ブロック塀等の安全対策【新規】	危険ブロック塀等所有者に対して、毎年、実施する安全パトロール等を通じて、除却等の改善を行うよう指導します。
(2)	コミュニティ組織との連携【拡充】	コミュニティ組織と連携し、各地域での耐震化出前相談会の開催やパンフレットの配布などに努めます。
(3)	空き家対策の推進	管理不全の空き家の解消や利活用促進等の観点から、総合的な空き家対策の推進とあわせ、建築物の耐震化を促進します。